

令和6年度 特定随意契約案件表（佐渡市財務規則第142条第3項第3号）

学校教育課

契約の名称	契約の内容	契約期間	契約締結予定日	契約の相手方の 決定方法	契約相手の選定基準
給食配送業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・給食配送業務 ・単価契約 	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日	1者随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市財務規則第142条第3項第3号に規定するシルバー人材センター。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。
学校内給食配膳等業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・給食配膳等業務 ・単価契約 	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日	1者随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市財務規則第142条第3項第3号に規定するシルバー人材センター。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。
学校給食センター給食配送補助業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・給食配送補助業務 ・単価契約 	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日	1者随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市財務規則第142条第3項第3号に規定するシルバー人材センター。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。